

「個人番号カード」を取得しませんか

「個人番号カード」とは、マイナンバーを記載した顔写真付き身分証明書です。住所、氏名、生年月日、性別が記載、写真が表示されるため、公的機関が発行する身分証明書として利用できます。



マイナンバー制度全般に関するお問い合わせ・ご意見

◎国のマイナンバーコールセンター

- ・日本語 ☎0570 (20) 0178
- ・外国語 ☎0570 (20) 0291

▶開設時間 年末年始除く
月～金曜日 9:30～22:00
土・日曜日、祝日 9:30～17:30

通知カード、個人番号カードに関するお問い合わせ

◎国の個人番号カードコールセンター

- ・日本語 ☎0570 (783) 578
- ・外国語 ☎0570 (064) 738

▶開設時間 年末年始除く
月～金曜日 8:30～22:00
土・日曜日、祝日 9:30～17:30

播磨町個人番号カード交付申請特設窓口

通知カードを受け取ってからお越しください。

- ▶開設日 11月下旬
- ▶業務時間 9:30～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日、年末年始は休業します。
- ▶場所 役場第1庁舎ロビー
- ▶業務内容 交付申請書用の写真撮影及び印刷・貼り付け、代理投函。交付申請書の記入に関する相談
- ▶交付申請必要書類 「個人番号カード交付申請書」「返信用封筒(通知カードに同封)」
- ▶問合せ 播磨町マイナンバー専用番号 ☎079 (437) 7041
月～金曜日 9:00～17:00

●「個人番号カード」の取得方法

「個人番号カード交付申請書」や「通知カード」を使います。

「個人番号カード交付申請書」は、11月下旬以降に郵送される「通知カード」と一体となっています。切り取り線より下が「個人番号カード交付申請書」です。

●「個人番号カード」の交付申請の方法は次の3つです

- ①郵送 「個人番号カード交付申請書」に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
- ②オンライン スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請またはデジタルカメラなどの顔写真データを利用して、自宅のパソコンからの申請も可能

③播磨町特設窓口 播磨町に住民票のある方については、「個人番号カード交付申請」特設窓口も利用できます。「個人番号カード交付申請書」と「通知カード」を持参してください。

※15歳未満の方、成年被後見人の方の交付申請は、法定代理人が行うこととなります

●「個人番号カード」の交付は初回のみ無料です
再交付の場合は、1,000円の手数料がかかります。
(カード本体800円+電子証明書200円)

●「個人番号カード」の交付は、1月以降です
「個人番号カード」は、「地方公共団体情報システム機構」が全国の個人番号カードの作成を行うため即日交付ができません。申請されてから交付までにかなりの日数を要する見込みです。「交付通知書」が届いてから、その交付通知書を持って、住民票のある役所へ来庁して、「個人番号カード」を受け取るという手順になります。

マイナンバー(個人番号)制度が

《広報はりま第3報》

▼問合せ

住民グループ ☎079 (435) 2363

はじまります

マイナンバーとは、日本国内の全住民に通知される12桁の個人番号のことです。あなたのマイナンバーを、「通知カード」に記載して郵送でお知らせします。

「通知カード」を受け取ってください

マイナンバーをお知らせする

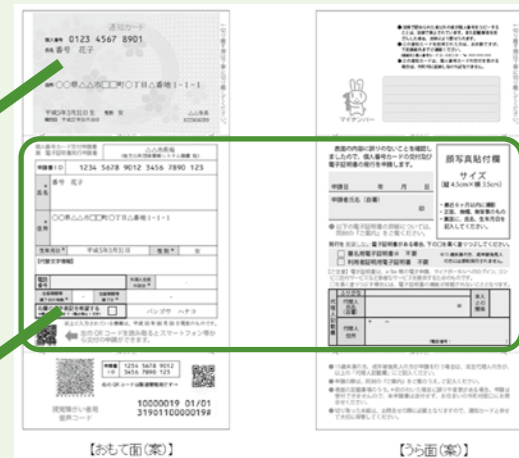
「通知カード」を確実に受け取ってください

11月下旬～12月中旬にかけて、全世帯に「通知カード」が入った封筒が届きます。

※10月5日時点の住民票情報により「通知カード」は作成されています。

封筒の中に、次の3つが入っているかお確かめください

- ①マイナンバーの「通知カード」(世帯全員分)
- ②個人番号カード交付申請用の「返信用封筒」
- ③説明書



切り取り線より上は「通知カード」です。個人カードを受け取るまでなくさないように保管してください。

切り取り線より下が「個人番号カード交付申請書」です。

「通知カード」は、世帯主宛簡易書留(郵便局員による手渡し)で届きます

Q 不在がちで簡易書留を受け取ることができない場合どうなるのですか?

A 不在の場合は、ポストに不在票が入ります。

保管期限内に郵便局へ連絡・再配達依頼などを行ってください。保管期限経過後は、役場(住民グループ)に返戻されます

※郵便局で転送手続きを行っている場合でも、転送不可の郵便のため、役場(住民グループ)に返戻されます。返戻された「通知カード」については、平成28年3月末までに来庁のうえお受け取りください。

「通知カード」は大切に保管してください

「通知カード」は、マイナンバー、氏名(外国人住民は通称名を含む)、住所、生年月日、性別が記載された紙製のカードです。

- ・「通知カード」は、身分証明書としては使用できません
- ・「通知カード」を受け取った後、住所や氏名が変わる場合は、役場での手続きの際に、通知カードが必要となりますので、忘れずにお持ちください。役場の方で通知カード裏面に変更内容を記載します。
- ・「通知カード」を紛失した場合、役場で再発行の申請ができます。申請から発行まで数週間かかります。再発行手数料は、500円です



マイナンバーは、生涯変わることなく使う個人番号です



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

- マイナンバー制度についてのご質問は、国のマイナンバーコールセンターへ
・日本語 ☎0570 (20) 0178
・外国語 ☎0570 (20) 0291
- 証明書コンビニ交付について
播磨町では「個人番号カード」を利用して、住民票の写しなどの証明書についてコンビニエンスストアで取得できる便利なサービスを開始する予定です。
詳しくは詳細が決まり次第、広報はりまなどでお知らせします。
- 住基カードについて
住基カードは、カードに記載されている期限内は有効です。ただし、個人番号カードの交付を受けた場合、返却する必要があります。
- ▼問合せ
住民グループ ☎079 (435) 2363